

# 固定資産税を 知ろう

## 固定資産税の納税通知書・課税明細書を発送

市では、平成22年度固定資産税・都市計画税納税通知書を、4月中旬に発送。同封の「平成22年度固定資産税・都市計画税のしお

り」と「平成22年度固定資産税・都市計画税課税明細書」で、課税状況や納付額、納税方法などの確認を。  
\*詳しくは問い合わせを

## 土地・家屋価格などの縦覧帳簿を公開

市では、平成22年度の市内の土地や家屋の評価額などを公開。個人情報保護のため、本人確認を実施。

●日時 4月1日(木)～同30日(金) 午前8時30分～午後5時  
\*土・日曜日、祝日を除く  
\*場所 市役所本館1階・税務課⑥番窓口、大島行政センター

●縦覧できる人  
▽土地価格等縦覧帳簿Ⅱ土地で課税されている人  
▽家屋価格等縦覧帳簿Ⅱ家で課税されている人  
●持参品 運転免許証や納税通知書、課税明細書など納税義務者本人の確認ができるもの  
\*代理人は委任状が必要

## 固定資産税の減額措置の種類

### 【耐震改修に伴う減額措置】

平成27年12月31日までに、一定の耐震改修がされた住宅には、改修が終了した年ごとに定められた期間の固定資産税額を120平方メートル分までを限度に2分の1減額。

●要件  
▽改修する住宅が昭和57年1月1日以前からある住宅であること  
▽現行の耐震基準に適合した工事で、自己負担額が30万円以上のもの  
●手続き方法  
改修後3カ月以内に次の書類を添付して、税務課まで申告を

①現行の耐震基準に適合した工事である証明書  
\*建築士や指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などから発行される証明

平成25年3月31日までに、一定のバリアフリー改修がされた住宅には、翌年度のみ固定資産税額を100平方メートル分までを限度に3分の1減額。

●要件  
▽改修する住宅が、平成19年1月1日以前からある住宅(住居部分が2分の1以上、貸家住宅を除く)であること  
▽次のいずれかの人が居住していること  
①改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日の年齢が65歳以上の人  
②要介護認定が要支援認定を受けている人  
③障がい者(知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、戦傷病者、被爆者など)  
▽次の工事で、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの  
①介助用の車いすで容易に移動するために、通路か

明書  
②改修工事の明細書(工事内容と費用を確認できるもの)  
③領収書の写し  
④耐震改修に伴う固定資産税減額の申告書(税務課で入手可)

### 【住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置】

平成25年3月31日までに、一定のバリアフリー改修がされた住宅には、翌年度のみ固定資産税額を100平方メートル分までを限度に3分の1減額。

●要件  
▽改修する住宅が、平成19年1月1日以前からある住宅(住居部分が2分の1以上、貸家住宅を除く)であること  
▽次のいずれかの人が居住していること  
①改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日の年齢が65歳以上の人  
②要介護認定が要支援認定を受けている人  
③障がい者(知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者、戦傷病者、被爆者など)  
▽次の工事で、補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの  
①介助用の車いすで容易に移動するために、通路か

出入口の幅を拡張する工事  
②階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)か改良で、こう配を緩和する工事  
③浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの  
◇入浴かその介助を容易にするために、浴室の床面積を増やす工事  
◇浴槽の高さを低いものに取り替える工事  
◇固定式の移乗台、踏み台、そのほかの高齢者などの浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事  
◇高齢者などの体の洗浄を容易にする水栓器具を設置するか、同器具に取り替える工事  
④便所を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの  
◇排せつか、その介助を容易にするために、便所の床面積を増やす工事  
◇便器を座便式のものに取り替える工事  
◇座便式の便器の座高を高くする工事  
⑤便所、浴室、脱衣室そのほかの居室や玄関と、これらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事  
⑥便所、浴室、脱衣室そのほかの居室や玄関と、これらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事  
\*勝手口そのほか屋外に面する開口の出入口や、上がりかまち(窓や障子など)

## 固定資産税Q&A

固定資産税で、問い合わせの多いものを紹介します。

問 固定資産税とはどんな税金ですか。  
答 毎年、1月1日を基準日(課税要件を確定させる現在日)とし、その年の4月1日から始まる年度分の税として課税される市税のことです。つまり、平成22年度の固定資産税は、平成22年1月1日現在、土地や家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

問 平成22年中に土地や建物を売却しても、平成22年1月1日現在の所有者が22年度の納税者になります。固定資産税の評価額は、毎年3月末までに、固定資産評価基準に基づいて決定します。その評価額をもとに算出された課税標準額に税率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

問 平成18年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、今年から固定資産税が高くなったのですか。  
答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。この場合は、平成19～21年度分の税額が減額され、22年度からは本来の税額に戻ったわけですが、なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

問 平成21年8月に住宅を壊しましたが、今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。  
答 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の

率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

問 平成18年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、今年から固定資産税が高くなったのですか。  
答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。この場合は、平成19～21年度分の税額が減額され、22年度からは本来の税額に戻ったわけですが、なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。  
答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われま

問 平成21年8月に住宅を壊しましたが、今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。  
答 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の

率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

問 平成18年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、今年から固定資産税が高くなったのですか。  
答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。この場合は、平成19～21年度分の税額が減額され、22年度からは本来の税額に戻ったわけですが、なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。  
答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われま

問 平成21年8月に住宅を壊しましたが、今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。  
答 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の

率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

問 平成18年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、今年から固定資産税が高くなったのですか。  
答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。この場合は、平成19～21年度分の税額が減額され、22年度からは本来の税額に戻ったわけですが、なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。  
答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われま

問 平成21年8月に住宅を壊しましたが、今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。  
答 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の

率をかけた額が、固定資産税の税額になります。

問 平成18年9月に一戸建て住宅を新築しましたが、今年から固定資産税が高くなったのですか。  
答 新築の住宅の場合、一定の要件を満たせば、固定資産税が課税される年から3年間(居住部分の120平方メートルまで)、新築住宅の軽減で家屋の税額が2分の1に減額されます。この場合は、平成19～21年度分の税額が減額され、22年度からは本来の税額に戻ったわけですが、なお、マンションなどの3階建て以上の中高層耐火住宅の場合は、軽減措置が5年間です。

問 昨年までは納税通知書が送付されなかったのに、今年送られてきたのはどうしてですか。  
答 市内に同一の人が所有する固定資産で、土地や家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。しかし今回、課税標準額がその金額を超えたため課税の対象となり、納税通知書が送付されたと思われま

問 平成21年8月に住宅を壊しましたが、今年から土地の固定資産税が高くなったのですか。  
答 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地」に対する課税標準の

率をかけた額が、固定資産税の税額になります。



**シーズン到来!**

サングラスも度付に!

お好きなカラーで選べます。連休のアイテムに!

**度付サングラスセット**  
ブランドサングラス+度付カラーレンズ  
**¥9,800**より

めがね工房 中代  
電話 33-7738

宗像市土穴交差点・赤間福岡銀行となり/P福銀うら兼用へどうぞ。

**松千年物語 原価公開住宅「松の家」**

創業27年の豊富な実績と経験による従来の増改築・改装「リフォーム事業部」に新しく新築・建替えに特化した「ユートピアホーム事業部」を加えて、皆様のご要望にお応えできる体制を整えました。「安心と信頼の7つのこだわり」でお客様のニーズにあった商品ラインナップをご用意いたしております。詳しくは電話又はメールにてお問い合わせください。

～安心と信頼の7つのこだわり～

①自由設計 ②坪単価表示 ③原価公開 ④骨太構造「全て4寸檜柱&剛床構造」  
⑤コストの追求 ⑥フル装備 ⑦第三者機関の検査実施

**株式会社 奥井建設**  
一級建築士事務所 (一級建築士 奥井誠)

TEL0940-33-0953 FAX0940-33-5553  
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘9丁目13-3 E-mail m-okui@abox22.so-net.ne.jp